

平成21年度第2回秋田大学学長選考会議議事要旨

日時 平成21年9月29日(火) 17:00~18:00
場所 本部管理棟第1会議室
出席者 平山(議長), 小山田, 佐藤, 池村, 本橋, 西田, 大好, 熊田,
對馬, 吉岡, 井上, 谷川, 新開各委員
欠席者 渡邊, 若林各委員

議事

1. 第1回学長選考会議議事要旨(議事録)(案)について
第1回学長選考会議議事要旨(議事録)が確認された。

2. 学長選考に関する検討課題について

前回議論された次の3点について、資料により事務局から他大学の状況、過去の経緯等について整理した内容の説明があり、各委員から以下のような意見が出された。また、意向投票の投票管理委員会の設置に関する規則上の位置づけについては、これから規則化に向けた作業に入り、次回以降の本委員会に提案することとした。

①学長選考会議の構成

- ・構成員の職指定について、理事職は法人法上、加えることができる規定となっており、理事5名の構成そのものを見直してはどうか。
- ・他大学の状況を見ると、教育研究評議会選出委員を本学のように充て職としている大学は少数であり、教育研究評議会からの選出委員のルール作りをした上で、推薦していただく方法もあるのではないか。
- ・前回の選考とは異なり、現学長が候補者となる可能性があることから、学長から任命された理事5名が委員となってる現状は、規程上の違反ではないが、法人法のもととの趣旨からすると若干違和感がある。

②学長選考会議規程制定の経緯

- ・定足数の3分の2については、学長選考会議構成員が現在より減った際には、会議成立をクリアするためにも、過半数でもよいのではないか。
- ・教育研究評議会が3分の2であることを考えると、そちらとの整合性をとる必要があるのではないか。
- ・評議会選出委員に予備委員を設けることに関しては恣意性が疑われかねない。予備委員の制度を事前に設けておくことも含めて、定足数をどのように扱うのが重要である。

③学長の任期に関する検討の経緯

- ・他大学での学長任期を見ると3年・3年は少数であるが、現状では不都合が生じていないことから、このままでもよいのではないか。

- ・ 前回の学長選考にかかる本会議において、4年・2年にすると後の2年が消化の年限になりかねないという議論があった。
- ・ 3年では施策上まだ明確にならないところもあり、慣れるまでにはある程度の期間を要することから、当初の4年の実績を踏まえて更に2年というのは可能であると考えます。
- ・ 解任は法人法上、事由が定められており、再任と解任の区別を付けて議論すべきである。

以上を踏まえ、今後の審議スケジュールについて確認し、次回（12月予定）までに資料を追加して、更に検討することとした。